

## 第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年1月26日（金） 午後1時30分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室
- 3 出席委員 井出委員、吉岡委員、後藤委員、下野委員、吉田委員、滝沢委員、杉田委員、稲見委員、坂本委員、山根委員
- 4 欠席委員 山田委員
- 5 付議事件 別紙のとおり
- 6 開会時刻 午後1時30分
- 7 閉会時刻 午後2時20分
- 8 本委員会の事務局 大貫勝彦総務部長、藤平人事行政課課長、小林祐子人事行政課課長補佐

### (1) 開会

司会（藤平）

本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を開催いたします。

本日司会を務めます人事行政課の藤平と申します。よろしく願います。

#### 【委嘱状交付】

このほか、山田さんにも委員をお願いしておりますが、本日は、所用のため欠席しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、市長からご挨拶申し上げます。

### (2) あいさつ

萩原 市長

委員の皆様、改めまして、市長の萩原 勇でございます。

本日は、龍ヶ崎市政治倫理調査委員会委嘱状交付式並びに第1回の会議にお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

詳細については、この後、事務局から説明がありますが、龍ヶ崎市政治倫理調査委員会は、市の特別職である、市長、副市長、教育長および市議会議員の政治倫理に関する事項を調査するための機関であります。

市の特別職および市議会議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、龍ヶ崎市民や企業・団体等の厳粛な信託にこたえるため、龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例に規定する基準をもとに、襟を正していかなければなりません。したがって、市民の方に疑いを抱かれるようなこと自体が、あってはならないことですが、万が一、そのような疑いを持たれてしまった場合には、市民の方からの調査請

求が提出されることとなります。この調査請求があった際に、この委員会において、調査および審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

司会（藤平） 萩原市長は次の公務が入っておりますので、ここで退出させていただきます。

(3) 委員及び事務局の紹介

司会（藤平） 委員及び事務局の紹介を行う。

(4) 委員長・副委員長選出

司会（藤平） 議事に入る前に、事務局から報告をさせていただきます。

本日の委員会は、委員10名が出席されています。龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例施行規則第9条第2項の「委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない」との規定を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、委員長及び副委員長の選出に移りたいと思います。

会議の議長は、委員長が務めることとされておりますが、新しい委員長が選出されるまでの間、前委員長の井出委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

井出仮議長 それでは、ご指名ですので、仮議長を務めたいと思います。

次第の4番目であります、委員長の選出を行います。どなたかご推薦等がございますか。（推薦等なし）

特に推薦等がなければ、事務局から何か提案はありませんか。

事務局（藤平） よろしければ、前任期から引き続き、井出委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井出仮議長 ただいま事務局から私に委員長をとのお話をいただきましたが、これについて何かご意見等がございますか。

（異議なし）

井出議長 それでは、異議がないようですので、委員長を引き受けたいと思います。改めてよろしくお願いいたします。

次第に従いまして、続いて副委員長の選出を行います。副委員長につきましても委員の互選によるとなっております。

立候補される方がいなければ、事務局に何か案がないか聞いてみたいと思いますが、どなたか立候補される方はいませんか。  
(立候補者等なし)

井出議長           どなたも立候補されないようですので、事務局に意見を聞こうと思います。何か案はありますか。

事務局(藤平)       はい、副委員長は市民代表の方の中からお願いしたいと思います。前任期は、今期が5期目に当たる山根委員に副委員長をお務めいただきましたので、今回は、4期目に当たる委員の方の中から、滝沢委員にお願いしたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

井出議長           ただ今、事務局から提案がありました。いかがでしょうか。  
(異議なし)

井出議長           異議なしと認めます。副委員長は、滝沢委員にお願いすることとなりました。よろしく申し上げます。

滝沢副委員長      滝沢でございます。よろしくお願ひいたします。

井出議長           委員長、副委員長の選出が終わりましたので、次第の5番目、「政治倫理調査委員会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

(5) 政治倫理調査委員会の概要(条例及び規則の概要)について

事務局(小林)      それでは、よろしくお願ひいたします。

お手元の資料でございますが、委員会の概要、政治倫理に関する条例及び規則を掲載させていただきました。5ページ以降にあります条例と規則の細かい内容につきましては、後ほど、ゆっくりとご一読いただければと思います。

それでは、この場では、1ページから4ページに、委員会の概要といたしまして、条例及び規則から、要点を抜粋しております。これを、ご説明させていただきます。

まず、1項目の「調査委員会」についてです。

政治倫理調査委員会につきましては、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、その品位と名誉を損なうような行為をしたり、職務に関連して、疑惑を持たれるような行為をした場合に、市民から調査請求が出されることがあります。この際、市長の求めに応じ調査をする機関であります。

条例第8条に 調査委員会が位置づけられております。委員数は11名で、任期は2年です。その構成につきましては、司法及び会計に知識を有する方が4名、選挙権を有する市民の方が7名と規定されております。

次に、2項目目、条例第9条、「調査請求権」についてです。条例第9条に規定されています。

どのようなときに、この調査請求が出されるのか、ですが、市長等又は議員が、条例第2条の「政治倫理基準」、第3条及び第4条の「契約等に関する遵守事項」、第5条の「指定管理者の指定辞退」の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民は、市長又は議長に対し、調査請求をすることができるとされています。その要件として、市民100人以上の署名に、違反を証する資料を添えて請求することができると規定されております。

委員会は、この請求が市長又は議長に提出され、市長から調査を求められたときに調査活動を行います。

参考ですが、この条例が制定されてから現在まで、調査請求権に基づいて請求が出された事例はありませんでした。

次に、条例第2条から第5条までの遵守事項及び禁止事項であります。

まず、3項目目、条例第2条、「政治倫理基準」です。市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、遵守しなければならない政治倫理基準として、次の8項目が規定されております。

1つ目としまして、市民の信託にこたえ、全体の奉仕者であることを自覚し、品位と名誉を損なうような行為やその職務に関して疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2つ目としまして、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、社会的通念を逸脱するような金品の授受をしてはならないこと。

3つ目としまして、市等（この中には、市が構成団体となっている一部事務組合や、市が出資している公社や公益法人を含みます。）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定の業者を推薦したり、紹介するなどといった有利な取り計らいをしないこと。

4つ目としまして、市等への許認可の申請に関して便宜を図らないこと。

5つ目としまして市職員に圧力をかけて、公正な職務の執行を妨げないこと。

6番目として、職員の採用に関して推薦や紹介をしないこと。

7番目として、これは、議員のみですが、職員の昇格や異動に関して推薦又は紹介をしないこと。市長等は、職員を昇格させ、又は異動させることは、通常の職務権限の範囲内ですので、これは議員に関してのみ適用されることになっております。

最後に、企業や団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とすると規定されております。

次に、4項目目、条例第3条及び第4条、「契約等に関する遵守事項」です。まず(1)市長等及び議員本人、その配偶者、2親等以内の親族若しくは同居の親族が関与する企業は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等に対し、地方自治法の趣旨に則り、各種の契約並びに下請工事を辞退しなければならない、と規定されております。ただし、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、この限りではない、とされております。

この「関与する企業」というのは、どういうものかにつきましては、規則第2条第2項で、具体的に定められています。役員をしている企業・3分の1以上出資している企業・年200万円以上の報酬を受けている企業、実質的に支配力を及ぼしている企業ということになります。

続いて(2)、議員が個人事業主の場合は、各会計年度において、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等から契約に係る支払を受ける額が300万円を超えるときは、地方自治法の趣旨に則り、契約を辞退しなければならない、と規定されています。ただし、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、この限りではない、とされております。

なお、この議員の規定は、地方における議員のなり手不足解消等の目的で、一昨年12月に地方自治法が改正され、市等との取引額が300万円未満の個人事業主であれば地方議員との兼業が認められるようになったことに伴い、新たに規定されたものです。

(1)、(2)いずれも「明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合」という規定がありましたが、これは、地方自治法において、取引金額が300万円未満の個人事業主である議員をのぞいた議員や市長等は、市の請負契約の直接の相手方となることはできないとされているところですので、この趣旨に反しない、ということでございます。

次に、5項目目、条例第5条の「指定管理者の指定辞退」につきましても、第3条及び第4条と同様の趣旨であります。

次に、条6項目目、条例第12条の「調査報告及び公開」です。調査委員会は、市長から調査を求められたときは、90日以内に調査して報告書を提出しなければならないこととされております。た

だし、その報告は、調査の対象者が起訴されたときは、中間報告とすることができる、とされており、これは、調査事項が、既に司法の手に委ねられているため、調査委員会でこれ以上調査を行う実益がないために、調査を途中で打ち切ることができるための規定でございます。

そして、調査委員会からの報告は、調査請求者に対して、速やかに通知すること、また、市民の請求に応じて、調査報告書を閲覧させることができることが規定されております。

次に、7項目目、条例第14条の「違反の措置」です。調査報告によって条例第2条、第3条、第4条又は第5条の違反が明らかになったときは、辞職勧告について議会に諮ることができることと規定されております。

次に、8項目目、規則第9条、「調査委員会の会議」についてです。会議の招集や成立要件や議事について規定しています。

続きまして、9項目目の「報告すべき事項」についてです。市長等及び議員は、条例第2条、第3条、第4条及び第5条反してはならず、違反の疑いがあると認められるときは、市民は調査請求をすることができる、と先ほどご説明いたしました。それらの規定に違反していないかどうかについて、市長等及び議員は、毎年、報告しなければならないこととなっております。これは規則の第3条から第5条に規定されております。

報告すべき事項につきましては、本人、配偶者、2親等以内の親族及び同居の親族が企業の役員、市から補助金、負担金及び交付金を受けている団体の役員である場合、また、市長等及び議員の所得税及び地方税の納付状況についてとなっております。報告書類は、兼業等報告書、所得税納付状況等報告書、役職員等報告書でございます。

なお、所得税納付状況等報告書につきましては、市民が閲覧を請求することができることとなっております。

以上が、簡単ではありますが、条例と規則のポイントをまとめたものであります。説明は以上であります。それでは、よろしく願いいたします。

井出議長

ただいま事務局から説明のありました当委員会の概要について、ご質問等がございましたらお願いします。

下野委員

調査委員会の委員個人に調査権はあるのでしょうか。

事務局

委員会（一つの機関）として調査を実施することになりますが、調査の過程で、調査対象が複数ある場合など、分担して調査（聴き

取りや実地調査)をしていただくこともないとは言えません。

下野委員 調査会に調査権力はあるのでしょうか。

吉岡委員 条例第10条の資料提出義務は、資料を提出させるという意味では調査権といえるのではないのでしょうか。

下野委員 市長や議長自身に不正の疑いがあっても、市長や議長に調査請求するのでしょうか。

事務局 まず、大前提としまして、龍ヶ崎市を代表する者は市長になりますので、申請や請求といったものは、全て市長あてに行うことになります。「市長に対して調査請求を行う」といっても、請求書の宛先が「市長」というだけで、事務処理は、人事行政課が行うことになります。そういったことで、例えば「市長の不正を市長に訴えても、不問に付されてしまうのでは？」といったような事態にはなりません。9条2項で「調査を求めなければならない」とされているので、それをしないと条例違反になります。

山根委員 調査請求には100人の市民の署名が必要とのことですが、100人はハードルが高いのでは。これまで、100人に満たなかったため、調査請求を諦めた、とか、調査請求をしようとした動きがあったとか、承知していますか。

事務局 これまで、100人に満たずに断念したというようなことは、聞いたことがないです。

確かに100人の署名が多いとお感じになると思いますが、ただ1人若しくは数人で請求が可能となりますと、市長等や議員を誹謗中傷するため、あるいはダメージを狙って、言いがかり的に請求する可能性もないとは言いきれません。そのようなことを防ぐため、いたずらに調査請求を行うことができないよう、ある程度的人数的な制限を設けているものです。

ちなみにではございますが、リコールの署名は有権者の3分の1ですので、当市で言えば2万人以上の署名が必要になります。それに比較すると、少ない人数と言えるのではないのでしょうか。

また、明らかに犯罪性があれば、警察に届け出る事案となります。

井出議長 他にないようでしたら、本日の委員会の議事等は以上でございませす。その他で、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

(6) その他 【事務局事務連絡】

(7) 閉会  
井出議長

それでは、これもちまして、第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を閉会いたします。みなさん、お疲れ様でした。